

令和3年1月8日

各 位

株式会社 ゆりかご  
ゆりかご介護サービス  
管理者 栗林雄一

### 【重要】外出支援サービスの提供に関するお知らせ

当事業所では、令和2年7月22日付でご案内しておりましたとおり、外出支援の一部を制限させていただいておりましたが、今般、1都3県に緊急事態宣言が発出されたこと及び茨城県内での感染者が増加している状況を踏まえ、社内で検討した結果、外出支援サービスについて、下記のとおり見直しを行ないましたのでお知らせいたします。

弊社としても苦渋の判断でございます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 実施期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日<sup>(※1)</sup>

#### 2. 対象事業

同行援護、行動援護、移動支援

#### 3. 提供条件

下記の事項に該当する場合、外出支援の提供はできません。

- ・ 水戸市外への外出
- ・ 公共交通機関<sup>(※2)</sup>を利用した外出
- ・ 「3密（密閉・密集・密接）」の内、一つでも該当する場所への外出
- ・ 外出支援の提供日以前2週間において、利用者および同居ご家族等に緊急事態宣言が発令されている自治体<sup>(※3)</sup>または海外からの往来等がある場合

また、外出支援者のご利用者等との会食はいたしません。

なお、上記に該当しない場合でも、事前に立寄り先等を明確にさせていただいた上で、外出支援の提供当日までの間、感染の拡大状況や社会情勢等を総合的に検討し提供の可否を判断させていただくこととなりますので、ご了承ください。

以上

(※1) 政府により緊急事態宣言の延長が発表された場合は、この限りではありません

(※2) 航空機、鉄道、バス、タクシー。ただし弊社が提供する介護タクシーは除く

(※3) 首都圏の1都3県：東京、神奈川、千葉、埼玉（令和3年1月8日現在）